

川西市職員の懲戒処分等について

令和5年3月31日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった主任級の職員は、令和4年11月10日から令和5年2月1日までの期間のうち、計7日間について、所属長に対しテレワークの実施を申請したものの、概ね、始業時と終業時にテレワークシステムに接続し、メールや掲示板等を確認する以外は、ほとんどの時間を体調不良による休養に充てたことにより、実際にはほぼ勤務としての実態が確認できなかったものである。

このことは、職務命令に違反する行為であり、また、職務専念義務に違反する行為であった。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
資産マネジメント部	主任級	50歳代 (男性)	R5.3.31	減給1箇月(給料月額 の10分の1)

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
資産マネジメント部	課長級	50歳代 (男性)	R5.3.31	厳重注意 (管理監督責任)

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142